

新潟市告示第 348 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、鳥屋野運動公園野球場の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益財団法人新潟市開発公社
所在地 新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69
- 2 徴収事務を行わせる歳入
鳥屋野運動公園野球場の使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで